

## 現場代理人及び主任技術者等の兼務について

## 1. 同一旧市町村内(※1)の工事の場合

## 検討条件①

- ・工事Ⅰ～Ⅴは全て「臨時措置対象工事」
- ・下表はケース毎の兼務可能な最大のパターンを示す。

※1:平成16年以降に合併した市町村においては、合併前の旧市町村内とする。

請負代金額に応じたケースごとに、以下のとおりとする。

【ケース1】5つの工事の現場代理人と主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ	工事Ⅳ	工事Ⅴ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満
主任技術者	A	A	A	A	A
現場代理人	A	A	A	A	A

※いずれかの工事に変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人の兼務は引き続き可能であるが、いずれかの工事の主任技術者を交代させなければならないため、変更契約には注意を要する。

【ケース2】現場代理人となっている者は、請負代金額3,500万円以上の他工事の現場代理人を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	B

※工事Ⅰ又は工事Ⅱが変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円以上	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	B	C

※工事Ⅰが変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

【ケース3】現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円以上	3,500万円以上	3,500万円以上
主任技術者	A	B	C
現場代理人	A	B	C

又は

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	臨時措置
当初請負代金額	3,500万円以上	3,500万円以上	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	C	D

## 【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上))は、適用できない。

検討条件②

- ・「臨時措置対象工事」と通常工事(臨時措置対象工事以外)の兼務
- ・下表はケース毎の兼務可能な最大のパターンを示す。

請負代金額に応じたケースごとに、以下のとおりとする。

【ケース1】 5つの工事の現場代理人と主任技術者を兼務できる。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ	工事Ⅳ	工事Ⅴ
臨時措置	臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円未満
主任技術者	A	A	A	A	A
現場代理人	A	A	A	A	A

※いずれかの工事に変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人の兼務は引き続き可能であるが、いずれかの工事の主任技術者を交代させなければならないため、変更契約には注意を要する。

【ケース2】 現場代理人となっている者は、請負代金額が3,500万円以上の他工事の現場代理人を兼務できない。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円未満	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	A	B

※変更契約により工事Ⅰ又は工事Ⅱの請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円未満	3,500万円以上	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	A	B	C

※工事Ⅰが変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円以上	3,500万円未満	3,500万円未満
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	A	A

※工事Ⅱ又は工事Ⅲが変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

	工事Ⅰ	工事Ⅱ	工事Ⅲ
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円以上	3,500万円未満	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	A	C

※工事Ⅱが変更契約により請負代金額が3,500万円以上になっても、現場代理人及び主任技術者の兼務は引き続き可能である。

【ケース3】現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事 I	工事 II	工事 III
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円以上	3,500万円以上	3,500万円以上
主任技術者	A	B	C
現場代理人	A	B	C

又は

	工事 I	工事 II	工事 III
臨時措置	臨時措置	通常工事	通常工事
当初請負代金額	3,500万円以上	3,500万円以上	3,500万円以上
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	C	D

【留意事項】

- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上))は、適用できない。

## 2. 東部県土整備局又は各総合県民局県土整備部の各庁舎管内の工事の場合

現場代理人となっている者は、他工事の現場代理人及び主任技術者を兼務できない。

	工事 I	工事 II	工事 III
主任技術者	A	B	C
現場代理人	A	B	C

又は

	工事 I	工事 II	工事 III
主任技術者	A	A	A
現場代理人	B	C	D

【適用条件】

- ・請負代金額に関係なく適用できる。
- ・1つでも監理技術者となる場合(下請総額4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上))は、適用できない。